

JGKA 管理番号	事故発生日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
				物的被害	人的被害			
B1K15- 037	2015/11/29	石油ストーブ(開放式)	愛媛県			(火災、死亡1名)建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。	○当該製品は全体的に焼損しており、天板が著しく変形していた。○燃燒筒の内側に異常燃焼を示すススの付着は認められなかった。○カートリッジタンクは本体に収納された状態であり、膨張していなかった。また、口金キャップは正常に締められており、口金キャップから灯油が漏れた痕跡は認められなかった。○油受皿から灯油が漏れた痕跡は認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	製造から20年以上経過した製品
B1K15- 036	2015/12/28	石油ストーブ(開放式)	兵庫県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品を使用中に、しん調節つまみの下に炎が見えたため消火操作を行ったが炎は消えず、灯油が溢れてきたため、家人が消火器で消火したが当該製品を焼損した。○外観は点火ボタンと消火ボタンの樹脂が一部熔融変形していたが、それ以外に異常は認められなかった。○しんは消火の位置で止まっており、先端にはタールはなく異常は認められなかった。○反射板、天板の裏及び燃燒筒内部にススの付着はなく異常は認められなかった。○油受皿の底面としん案内筒内部にススの付着が認められた。○給油タンク及び油受皿に油漏れの痕跡は認められなかった。○本体内の置台上に綿ホコリの堆積が認められた。●当該製品は異常燃焼の痕跡はなく、しんに異常はなく、製品に異常は認められなかったが、置台の上に綿ホコリの堆積が認められたことから、一次空気の入り口が綿ホコリで閉塞され、燃燒筒内部で酸化した灯油が綿ホコリに染み込み、一次空気の供給が閉塞されて燃燒筒の炎が不安定となり、燃燒筒内部からしん案内筒下部に炎が入って綿ホコリに着火し拡大したと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K15- 035	2015/12/20	油だき温水ボイラ(薪兼用)	茨城県	右記参照	〃	(火災)当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、正面のたき口の蓋が外れ、缶体の外郭が熱変色していた。また、煙突接続部及び缶体の一部が腐食により破損していた。○バーナー内部の燃焼制御装置と外郭ケースの間に木材が挟まれており、安全装置の解除スイッチが押し込まれた状態であった。○炎検出器は樹脂ケースの先端が熔融し、着火検知ができない状態であった。○燃燒筒、ノズル、イグナイターにススが堆積し、イグナイターは放電不良、ノズルは噴霧不良の状態であり、着火した場合も燃焼不良の状態であった。○煙突(施工者不明)は縦方向の合計が1m(推奨は4m)、横方向が下り勾配で設置され、通気性能を満足する設置条件を満足していなかった。●当該製品の安全装置を常時解除した状態で使用を継続していたため、点火不良、燃焼不良により生じた未燃灯油が機器内部にたまり、たまっていた未燃灯油に着火し、焼損したものと推定される。	・使用期間:約32年
B1K15- 034	2015/12/01	石油ストーブ(開放式)	新潟県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を使用中、使用者が当該製品の背後から炎が上がっているのを確認した。○当該製品は背面の焼損が著しく、背面下部の樹脂製フィルターが焼失していた。○電源コードは、本体外部の被覆が焼損しており、本体から約60mmの位置で断線し、断線部に熔融痕が認められた。○当該製品内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の燃焼室に異常燃焼の痕跡は認められず、油受皿及びカートリッジタンクに油漏れの痕跡は認められなかった。●詳細な使用状況が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の本体から出火した痕跡は認められず、電源コードに熔融痕が認められたことから、使用に伴い電源コードに繰り返しの屈曲が加わり、半断線となってスパークが発生し、周辺の可燃物に着火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品の電源コードは電気用品安全法の技術基準に適合している。	

JGKA 管理番号	事故発生日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
				物的被害	人的被害			
B1K15- 033	2015/11/12	石油ストーブ(開放式)	埼玉県	右記参照	〃	(火災)当該製品の給油タンクに給油後、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が給油のため、使用中の当該製品からカートリッジタンクを抜き、庭でポリタンクから給油して口金を下に向けて運び、当該製品にセットしてタンク室のふたを閉めたところ、当該製品の後に火が見え、事故発生は再点火操作を行う前であったとのこと。○当該製品は全体的に焼損しているが、特に正面のしん調節つまみ周り、背面の電池ケース上方の焼損が著しかった。○当該製品は、給油時自動消火装置が搭載されており、しん調節つまみ及びしんは、消火の位置となっていた。○給油したカートリッジタンク及び油受皿に、灯油は残っていなかった。○カートリッジタンクの油量計のアクリル樹脂が熱により一部溶融していたが、周辺に灯油が溢れた痕跡は認められなかった。また、カートリッジタンクの口金部分は、リコール対象のものではなかった。○燃焼筒は外筒全体にススが付着しており、内筒内側及び中筒外側にもススの付着が認められた。○置台表面は概ね全面にススの付着が認められ、油受皿下部にあたる位置にはペースト状の物質が1~2mmの厚さで堆積しており、採取してライターで火を付けると良く燃える可燃物であることが確認されたが、置台表面に堆積した経緯は不明であった。○当該製品が置かれていたカーペット上にも置台の形でペースト状の物質があったが、置台表面に堆積していたペースト状の物質と同一成分であるか否かは不明であった。●当該製品が発火源と推定されるが、出火に至るメカニズムが特定できなかったため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K15- 032	2015/08/05	石油ファンヒーター(開放式)	島根県	右記参照	〃	(火災)当該製品の電源コード及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生当時、当該製品の電源プラグは室内のコンセントに接続されていたが、本体はベランダに置かれており、電源コードが窓に挟まれた状態であった。○当該製品の本体に焼損は認められなかった。○電源コードは、窓に挟まれていた部分が屈曲するとともに被覆が損傷し、芯線が露出していたが、素線の断線及び溶融痕は認められなかった。○電源コードは、一部が焼損、断線しており、断線部に溶融痕が認められた。○電源コードの屈曲部及び断線部は、通常の使用において応力の加わらない位置であった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、電源コードに過度な応力が加わり、被覆が焼損して短絡、スパークを生じて出火に至ったか、外部からの延焼により電源コードが焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品の電源コードは電気用品安全法の技術基準に適合している。	・A201500298(エアコン(室外機))と同一事故
B1K15- 031	2015/11/17	石油ストーブ(開放式)	北海道	右記参照	〃	(火災、死亡1名)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し1名が死亡した。	○当該製品は正面側に著しい焼損が認められた。○本体タンクや給油タンクに灯油が残存し、給油タンクや本体に油漏れの痕跡は認められなかった。○燃焼筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K15- 030	2015/11/05	石油ストーブ(半密閉式)	北海道	右記参照	〃	(火災)当該製品を焼損する火災が発生した。	○屋外に通じる横引き煙突内に鳥の巣が詰まっていた。○煙突の屋外部分の底部に蓋が取り付けられていなかったが、その経緯は不明であった。○当該製品の煙突取付口外側が焼損していた。○燃焼ポット内の灯油流入口、ヒートエレメント、燃焼リング及びガラス炎筒内側にススが付着していた。○送風ファン及び周辺の内部配線等に焼損が認められた。●当該製品に接続された屋外の煙突底部に蓋がなく、そこから鳥が侵入し屋内横引き煙突内に巣を作ったことにより煙突が閉塞して排気不良となったため、異常燃焼が発生して、煙突及び機器内が過熱し出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K15- 029	2015/09/09	石油こんろ	奈良県	右記参照	〃	(火災)倉庫で当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○使用者が倉庫兼事務所の1階倉庫で、当該製品の上に焼き芋用の鍋を置いて当該製品を点火し、約1~2時間後、使用者の家人が室内及び当該製品から大量の黒煙と炎が出ていることに気づきホースで水をかけて消火した。○当該製品の外装の塗膜が熱変色しており、内部はススが全面に付着していた。○当該製品の操作部の枠、しん調節つまみ、電池ケース、取っ手及び点火つまみの樹脂部品が焼失していた。○燃焼筒の拡炎板、外炎筒及び内炎筒にススの付着はなく異常燃焼の痕跡は認められなかった。○しんは火力を弱めにした状態(±0mmの位置)で周囲に固着し、対震自動消火装置は作動した状態であった。○置台中央にススの付着と塗膜の変色があり、吹き返しの痕跡が認められた。○燃料の送油経路には漏れは認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

JGKA 管理番号	事故発生日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
				物的被害	人的被害			
B1K15- 028	2015/08/16	石油ふろがま	北海道	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の空だき防止装置の配線が断線したため、修理事業者が修理を行った際、誤って異極の配線をまとめて結線した。○空だき防止装置の配線は修理部で短絡していた。○ふろがま外郭が全体的に熱変色していた。○浴槽の排水栓は完全に閉まっていなかった。 ●当該製品の空だき防止装置の配線の断線修理時に配線を誤って短絡させて結線したため、空だき防止装置が働かない状態となり、浴槽の排水栓を完全に閉めずに使用し水が抜けた際に空だきとなり事故に至ったものと推定される。	使用期間:1年7か月
B1K15- 027	2015/07/26	石油ストーブ(開放式)	佐賀県	右記参照	〃	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は燃料が入った状態で可燃物の近くに置かれており、ガード等に可燃物が付着していた。○事故後の当該製品のしん先は7mm上がっており、使用状態であった。○製品自体に出火に至るような異常な痕跡は認められなかった。 ●当該製品前方の近接した場所に可燃物が置かれた状態で当該製品が使用されていたため、可燃物が過熱されて出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には「カーテンや燃えやすいもののそばなどでは使用しない。火災の原因になる。」旨、記載されている。	
B1K15- 026	2015/06/10	石油ストーブ(半密閉式)	北海道	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は1か月前からエラーにより自動点火できない状態であったが、使用者は、燃燒筒を外し、火を付けた紙を投げ入れ点火して使用を続けていた。○以前からススが大量に発生しており、使用者自身でススを除去していた。○屋外煙突は、立ち上がり部がない状態であったが、当該製品の設置時からか、途中からかは不明であった。○ガラス炎筒内等には大量のススが付着しており、煙突取付口、熱交換器上部等はスズで閉塞状態であった。○燃燒リングは上下逆に取付けられており、点火ヒーターは破損していた。○当該製品は配線、操作部等の樹脂部品が多い操作部側が著しく焼損しており、定油面器は溶融し原形を留めていなかった。 ●当該製品は、煙突の設置状況等により不完全燃焼が生じやすい状態で、点火不良のエラーも出ていたことを認識していたが、使用者が火を付けた紙を投げ入れて点火し使用を継続したため、煙突取付口、熱交換器等がスズで閉塞状態となり、炎が機器内にあふれ配線、定油面器等に着火し出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「煙突がつかまつり、ふさがれたままで使用しない。煙突を確実に接続する。異常を感じたときは、使用しない。故障、破損時は使用しない。」旨、記載されている。	
B1K15- 025	2015/04/17	石油ストーブ(開放式)	神奈川県	右記参照	〃	(火災、死亡1名)建物1棟を全焼、6棟を類焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。	○石油ストーブのガードと天板部分に繊維系の可燃物が固着していた。○燃燒筒のススの付着は、外筒の後ろ側の一部に認められるが、内炎筒、外炎筒には認められず、異常燃焼した痕跡は認められなかった。○当該製品は焼損が著しいが、特に上半分の焼けが強かった。○機器内側の焼損が著しいが、油タンク下方の樹脂の油受は残っていた。○可燃物が何かは不明であり、また使用状況の詳細も不明であった。 ●当該製品は、詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、異常燃焼した痕跡は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K15- 024	2015/03/01	石油ふろがま	岩手県	右記参照	〃	(火災、軽傷1名)当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○当該製品は斜めに設置された状態であった。○缶体の上側循環口内部は上部だけ過熱した形跡が認められ、上側循環口の中程の高さまで水位があったものと考えられた。○缶体下部にあるのぞき窓の透明な雲母板がなくなっており、燃焼室から排気が漏れる状態であった。○バーナーは焼損していたが、バーナーコントローラー、送風機のモーター巻線、電磁ポンプ、空だき防止装置の組み付け状態に異常は認められなかった。 ●詳細な事故状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、浴槽に十分な水が張られず斜めの状態で設置されていたため空だき防止装置が作動せず出火したか、あるいは、缶体下部にあるのぞき窓の雲母板がなくなっていたことから燃焼室から排気が漏れて可燃物に引火して火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	使用期間:不明(製造時期から22年~33年と推定)
B1K15- 023	2015/02/11	石油ストーブ(開放式)	神奈川県	右記参照	〃	(火災、死亡1名、重傷1名)当該製品に給油後、当該製品を点火したところ、当該製品を焼損する火災が発生し、1名が死亡、1名が重傷を負った。	○事故発生日の10時頃、使用者が油タンクに給油を行い、ストーブの上でタンクの給油口を下側にしたところ、ネジ式の給油口口金が外れ、灯油がストーブにかかったため、灯油を拭き取った。○19時過ぎに点火棒で点火したら、燃燒筒の上まで炎が上がった。○点火装置の故障の有無は、不明であった。○燃燒筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○油タンクに焼損がほとんど認められず、油量ゲージ窓の樹脂も溶融していない。○油タンク口金に油漏れなどの異常は認められなかった。 ●当該製品の燃燒筒に異常燃焼した痕跡は認められず、当該製品に掛けた灯油の拭き取りを行ったが、残っていた灯油に、点火の際に引火し、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「こぼれた灯油は良く拭き取る。」「給油口口金は確実に締め、給油口口金を下にして油漏れの無いことを確認する。」「油漏れがある場合は、使用をやめる。」旨、記載されている。	

JGKA 管理番号	事故発生日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
				物的被害	人的被害			
B1K15- 022	2015/02/21	石油給湯機付ふろがま	山形県	右記参照	〃	(火災)異音がして停電したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、屋内設置用の半密閉式(屋内給気)の製品であるが、設置場所(ボイラー室)の換気口が閉められており、その経緯は不明であった。○当該製品の外観は、前扉下部等に内部から熱を受けたことによるものとみられる焼損が認められた。○熱交換器内部のフィンには多量のススが詰まっており、熱交換器本体に亀裂が認められた。○電磁ポンプ表面に灯油が流れた痕跡があり、電磁ポンプ内の上下2か所のOリングが硬化していた。 ●当該製品が設置されていたボイラー室の換気口が閉められていたため、給気不足により不完全燃焼となり熱交換器内のフィンに多量のススが付着し、過熱による膨張・収縮により熱交換器に亀裂が生じ、漏れた排気ガスにより機器内の温度が上昇し、電磁ポンプ内のOリングが硬化してシール性が損なわれ、漏れた灯油に引火して出火したものと推定される。	・使用期間:約16年
B1K15- 021	2015/01/10	石油ストーブ(開放式)	石川県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	○当該製品の燃焼筒に、著しいススの付着など、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○固定タンクに灯油漏れは認められなかった。○カートリッジタンクは本体にセットされており、給油口ふたは閉まっていた。○芯の位置及び芯調節レバー等は、正常消火の状態であった。○置台に、局所的な強い焼け等、吹き返し現象の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常出火等の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	1月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済
B1K15- 020	2015/01/19	石油給湯機付ふろがま	群馬県	右記参照	〃	(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、缶体にふろ用と給湯用の2つのバーナーが取り付けられた構造であるが、ふろバーナーの取付け部を起点に焼損が認められた。○ふろバーナーは、缶体との接続が下方にずれて取り付けられていた。○ふろバーナー口のパッキンは、中心がずれて取り付けられ、パッキン上部が割れ、当該部分からの燃焼ガスが漏れる状態であった。○ふろバーナー口のパッキンに灯油の染み込みが認められた。○ふろバーナーのノズル内部に異物が付着して噴霧角度が基準値より広がり、噴霧した灯油が燃焼筒に接触し滴下する状態であった。○ふろバーナーの点火電極に摩耗が認められた。○バーナーノズルの形状から、2006年6月以降に、ノズルの交換作業が行われたものと判断されたが、修理業者等は不明であった。 ●当該製品のノズル交換修理の際に、ふろバーナー口のパッキンのずれなどの取付不良があったため、長期使用による燃焼不良によりバーナー口のパッキンに浸み込んだ未燃灯油に、バーナー口から漏れた燃焼ガスが引火し、出火したものと推定される。	使用期間:不明(製造年月より約34年と推定)
B1K15- 019	2015/01/23	石油ストーブ(開放式)	兵庫県	右記参照	〃	(火災、死亡1名、重傷1名、軽傷1名)建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡、1名が重傷、1名が軽傷を負った。現場に当該製品があった。	○燃焼筒のガラス外筒、外炎筒、内炎筒及び拡炎板にススの付着はなく、天板の裏にもススの付着は認められなかった。○灯芯は基準面より-20mmの手動消火位置で焼き付いて固着していた。○置台の中央部には過熱痕やススの付着はなく、吹き返しの痕跡は認められなかった。○油タンクに油漏れの痕跡は認められなかった。○燃料にガソリンの臭気は認められなかった。 ●当該製品は、異常燃焼及び油漏れの痕跡がないことから異常は認められず、製品に起因しない事故と推定される。	製造から25年以上経過した製品
B1K15- 018	2015/01/25	石油ストーブ(半密閉式)	北海道	右記参照	〃	(火災、重傷1名、軽傷1名)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が重傷、1名が軽傷を負った。	○当該製品は事故発生時に使用中であったが、使用状況の詳細については不明であった。○製品下部が全体的に焼損し、操作部が著しく焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。○油量調整器の動作に異常はなく、送油配管接続部や給油ホースからも灯油が漏れた痕跡は認められなかった。 ○燃焼部に異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○電源コードや内部配線に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K15- 017	2015/01/27	石油ストーブ(開放式)	高知県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、全体的に著しく焼損し、操作部等の樹脂部品は焼失していた。○燃焼筒の外側にススが付着していたが、内側にはススは付着しておらず異常燃焼の痕跡は認められなかった。○芯は消火位置まで下がっており、焼損やタールの付着は認められなかった。○カートリッジタンクは本体に収まり、表面にはススが付着し油量計は焼損していたが、ワンタッチ式の口金は正常に閉まっており、閉閉に異常は認められなかった。 ●当該製品の詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	2月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済

JGKA 管理番号	事故発生日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
				物的被害	人的被害			
B1K15-016	2015/01/29	石油ストーブ(開放式)	長崎県	右記参照	〃	(火災、死亡2名)倉庫を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品は、全体的に焼損が著しく樹脂部品は全て焼失していた。○芯は消火時の位置に下がっており、芯にカーボンの堆積等は認められなかった。○燃焼筒に、ススの付着は認められなかった。○油受け皿に燃料漏れは認められなかった。○カートリッジタンクは全体的に焼損し、著しい膨らみ変形が認められたが、当該製品からガソリン成分は検出されなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明であるため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に繋がるような異常が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	事業者が事故を認識したのは2月25日
B1K15-015	2015/02/02	石油給湯機	北海道	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、3年前からエラーが何度も出ていたことを認識していたが、点検を行わずに使用を継続していた。○当該製品のエラー履歴には、途中失火等によるエラーが263回記録されていた。○排気筒には過熱の痕跡があり、排気筒の断熱材に焼損が認められた。○バーナーのノズルに噴霧不良が認められ、消音室内部の消音材には未燃灯油のしみ込みの痕跡が認められた。 ●当該製品は、途中失火等の異常を検知して何度もエラー停止していたが、使用者がリセットを繰り返して使用を続けたため、未燃灯油が異常燃焼して事故に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「エラーが生じた場合は、作動原因を処置してリセットする。リセットしても直らない場合は、販売店に連絡する。」旨、記載されている。	使用期間：約12年4か月
B1K15-014	2015/02/22	石油ふろがま	北海道	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を点火したところ、約20分後に音がして煙が出ていたため、浴室を見に行くと樹脂製の浴槽が燃えていた。○事故以前に何度か浴槽と缶体の接続ゴムホースより水が漏れることがあった。○事故当日、使用者は、当該製品を運転する約3時間前に浴槽に水を張り、蓋をして、運転直前には浴槽の水位を確認していなかった。○当該製品のバーナーには空だき防止装置が備わっていたが、缶体は空だき防止装置のセンサーを取り付けられる構造ではなかったため、空だき防止装置は作動しない状態で使用されていた。○当該製品の缶体は、全体に過熱痕が認められ、缶体に面しているバーナーのカバーに塗料の焼損痕が認められた。○バーナー内部に焼損はなく、異常燃焼の痕跡も認められなかった。 ●当該製品を運転した際、接続ゴムホースから浴槽の水が漏れるなどにより空だきとなり、当該製品が過熱し、出火に至ったものと推定される。	使用期間：不明(缶体は製造期間から28年～41年と推定、バーナー部は製造年月から約25年と推定)
B1K15-013	2015/02/24	石油ストーブ(開放式)	奈良県	右記参照	〃	(火災)建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○使用者が午後4時頃、裏の畑に出ているところ、居間付近から炎が上り住宅を全焼した。居間に当該製品があった。○全体が焼損し、落下物によるものと思われる変形が認められた。○キャビネット、天板の背面側や燃焼筒の陰になる正面反射板に焼損状態の弱い部分が認められ、本体の正面側や燃焼筒のガラス外筒前面側に著しい熱影響が認められた。○カートリッジタンクや油受け皿(固定タンク)に異常は認められなかった。○灯芯は耐震消火装置が正常に作動した位置付近にあり、異常は認められなかった。 ●詳細な使用状況が不明なため事故原因の特定に至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、当該製品の周辺物が焼損しその熱の影響を受けたものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K15-012	2015/03/07	石油ストーブ(開放式)	長崎県	右記参照	〃	(火災、軽傷1名)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○事故発生時、当該製品は使用中であった。○当該製品の油受け皿や当日当該製品に給油した灯油ボリタンクの内容物は、ほぼ全量がガソリン成分であった。○当該製品の各部に油漏れ等の異常は認められなかった。 ●当該製品の各部に油漏れ等の異常は認められず、油受け皿等からガソリンが検出されたことから、使用者がガソリンを誤給油したため、使用時の温度上昇に伴いカートリッジタンク内の内圧が上昇し、油受け皿から溢れたガソリンに引火して火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「ガソリン等揮発性の高い油は、少量でも火災の原因になるので、絶対に使用しない」旨、記載されている。	
B1K15-011	2015/03/08	石油ストーブ(開放式)	高知県	右記参照	〃	(火災、死亡1名)建物3棟を全焼、2棟を部分焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。	○当該製品の使用状況等の詳細は不明であった。○当該製品の外観は、落下物による衝撃で天板等が押し潰されており、側面や背面の下側部分に著しい焼損が認められた。○燃焼筒等にスス等の異常燃焼の痕跡は認められなかった。○本体タンク及びカートリッジタンクに穴空き等の異常は認められなかった。○芯にタール等の付着はなく、芯は消火の位置にあったが、事故発生時使用されていなかったか、使用中に対震自動消火装置が働いたものかは不明であった。 ●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

JGKA 管理番号	事故発生日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
				物的被害	人的被害			
B1K15- 010	2015/03/15	石油ストーブ(開放式)	福岡県	右記参照	〃	(火災)軽傷2名)当該製品の給油タンクに給油後、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。	○当該製品は全体的に焼損しており、点火つまみ等樹脂部品の大半は残存していなかった。○カートリッジタンクには、焼損やススの付着等の痕跡はなく、給油口ふたのバルブ部に燃料漏れは認められなかった。○燃焼筒のガラス外筒外面にはススが付着していたが、内筒には著しくススは付着しておらず、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○芯にカーボンの付着等の異常がなく、消火状態に下がっていた。 ●事故発生時の詳細な状況が不明であるため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に繋がるような異常が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1K15- 009	2015/03/17	石油ストーブ(開放式)	東京都	右記参照	〃	(火災)店舗で当該製品の給油タンクに給油後、当該製品に戻す際に灯油がこぼれ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、消火せずに給油タンクを抜いて給油し、タンクを戻す際にタンクの給油口が開き、灯油がこぼれた。○使用者は、給油後に給油タンクの口を確実に閉めたかは確認していない。○焼損痕からストーブ上部が底部と比べてより焼損が著しい。○燃焼筒には異常燃焼の痕跡は認められなかった。○本体内部に異物は確認されなかった。○給油タンクには損傷がほとんど見当たらず、加熱による変形等も認められなかった。○給油タンクの給油口ロック部分は、摺動部に付着していた消火剤の微粉末を除去すると正常に作動した。○同型機種は、2009年9月17日に「よごれま栓タンク」に係わる社告をしているが、当該製品の給油タンクは製造年からリコール対象製品ではない。 ●当該製品は使用者が給油時に消火をせずに給油を行い、給油タンクを戻す時にタンクの給油口のロックが不十分であったために給油口が開いたことで、燃焼を続けていた当該製品に灯油がこぼれて発火し、事故に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書、本体及び給油タンクには「給油時消火」の旨及び「給油口のロック確認」の旨、警告表記されている。	
B1K15- 008	2015/03/21	油だき温水ボイラ	北海道	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○当該製品を使用中に火が消え燃焼ランプが点滅するため、事故の約3週間前に、修理業者に依頼し修理を行ったが、その後も燃焼ランプが点滅して機器が停止するため、運転スイッチの「入」、「切」でリセットを繰り返しながら使用を継続していた。○当該製品は、外装及び天板が外側に変形し、内部部品にも変形が認められた。○ノズルの噴霧不良、バーナーの着火不良及び燃焼不良が認められた。○ノズルと点火電極との間隔が標準値から外れていた。○燃焼用送風機のファンに大量のホコリが詰まり、オイルストレーナ内に、錆や水などの異物が混入していた。 ●当該製品は、ノズルの噴霧不良、点火電極の位置ずれ、燃焼用送風機ファンのホコリ詰まりなどにより着火不良となり、使用中に燃焼ランプが点滅していたが、適切な修理がされず修理後もリセットを繰り返しながら使用を続けたため、炉内に生じた未燃灯油に点火時の火花が引火して事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「故障・異常の処置方法として、使用中に異常があった場合、運転スイッチを「切」にし、購入店、または、メーカーサービスへ連絡する」旨、記載されている。	使用期間：約22年5か月
B1K15- 007	2015/04/11	石油ストーブ(開放式)	愛知県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	○当該製品は全体に著しく焼損しており、給油タンクは抜かれた状態で焼損し、膨らんでいた。○当該製品は給油タンクを本体から抜くと自動消火する構造であった。○当該製品に灯油漏れの痕跡は認められなかった。○当該製品の燃焼筒に、セット位置のずれ等により異常燃焼を起こした痕跡は認められなかった。○当該製品に給油した灯油に、ガソリン混入等の異常は認められなかった。 ●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	4月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済
B1K15- 006	2015/05/31	石油ふるろがま(薪兼用)	長野県	右記参照	〃	(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は使用者が設置し、付属の銅製送油管ではなく、取扱説明書で使用を禁止しているゴム製送油管を使用して油タンクと接続していた。○当該製品は、バーナー付近の焼損が著しく、上面より底面の焼損が強かった。また、接続されたゴム製送油管は、全体に焼損していた。○缶体の燃焼室内に未燃焼灯油の付着は認められなかった。○バーナーと缶体との接続部に火災が漏れた痕跡は認められなかった。○バーナーは全体に焼損していたが、内部の送油経路に灯油漏れの痕跡は認められなかった。○バーナー内部の電磁ポンプ、送風ファンモーター、イグナイター等の電気部品に、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	使用期間：不明(製造時期から2年6か月と推定)。平成27年6月11日に消費者安全法の重大事故等として公表済
B1K15- 005	2015/12/04	石油ファンヒーター	埼玉県	製品一部焼損	なし	誤って温風吹出口内に可燃物が入ったまま製品を運転させたため吹出口より炎がでた		
B1K15- 004	2015/02/10	石油ファンヒーター	滋賀県	住宅全焼	火傷(軽傷)	(火災)火災現場より当該製品が倒れた状態で発見された		

JGKA 管理番号	事故発生日	製品名	事故発生 場所	被害状況		事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
				物的被害	人的被害			
B1K15- 003	2015/01/12	石油ファンヒーター	静岡県	製品焼損	なし	ガソリンの誤使用で流出したものに使用者の取り扱いにより断線した電源コードが接触し発火		
B1K15- 002	2015/01/08	油だき温水ボイラ	北海道	家屋焼損	なし	(火災)石油暖房専用熱源機から出火し、住宅を全焼した。	排気筒の取り付け不良により雪が排気筒内部に堆積し、排気不良による不完全燃焼によって異常燃焼が生じたことで火災に至ったものと推定される。	
B1K15- 001	2015/01/30	油だき温水ボイラ	北海道	火災	なし	(火災)当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品には暖房と給湯の機能があるが、事故の2年程前に暖房温度が安定しないため、使用者が知り合いの修理業者に修理を依頼したが直らなかったため、それ以降、給湯機能のみ使用していた。○当該製品の内部は、下部の凍結防止ヒーター用スイッチを中心に焼損し、当該スイッチの平形端子の一部に溶融及び欠損が認められた。○暖房用不凍液の経路にある膨張逃し弁の金属製排水接続部が破断し、排水接続部に接続されるはずの排水用ゴムホースは、切断され接続されていなかった。○膨張逃し弁の排水接続部から下部周辺に不凍液が漏れ出した痕跡が認められた。 ●当該製品の修理状況の詳細が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、修理などの際に、膨張逃し弁の排水用ゴムホースが接続されなかったため、膨張した不凍液が機器内部に漏れ出し、凍結防止ヒーター用スイッチの端子間でトラッキング現象が生じて事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	